

<別紙1>

介護老人保健施設 涼風苑

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について （令和6年10月1日現在）

1. 介護保険被保険者証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつたては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護およびリハビリテーションその他必要な医療ならびに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的および精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者、利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 短期入所療養介護の基本料金

①施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

<4人部屋>		<個室>	
・要介護1	830単位 / 1日	・要介護1	753単位 / 1日
・要介護2	880単位 / 1日	・要介護2	801単位 / 1日
・要介護3	944単位 / 1日	・要介護3	864単位 / 1日
・要介護4	997単位 / 1日	・要介護4	918単位 / 1日
・要介護5	1,052単位 / 1日	・要介護5	971単位 / 1日

- ②個別リハビリテーション実施加算 240単位／1日
- ③夜勤職員配置加算 24単位／1日
- ④若年性認知症利用者受入加算 120単位／1日
- ④療養食加算 8単位／1回
- ⑤重度療養管理加算 120単位／1日
- ⑥緊急短期入所受入加算 90単位／1日
7日以内を原則とし、利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日間。
- ⑦総合医学管理加算 275単位／1日
治療管理として10日間限度とし投薬、検査、注射、処置等行い、かかりつけ医に対し、利用者の同意を得て診療状況等の必要な情報を提供した場合。
- ⑧口腔連携強化加算 50単位／1月
事業所職員が口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果を情報提供した場合。
- ⑨生産性向上推進体制加算
生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 月 100単位
（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータより業務改善の取り組み成果が確認され、見守り機器等のテクノロジーを複数以上導入している。職員間の適切な役割分担の取り組みを行った場合に加算します。
生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 月 10単位
利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行う。また、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している。1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる成果を示すデータを提出した場合に加算します。
- ⑩送迎費用（片道につき） 184単位／1回

⑪サービス提供体制強化加算

I (22単位) II (18単位) III (6単位) /1日

※職員の体制によりどれか一つが加算されます。職員の状況に変動があった場合、要件により変更される場合があります。

⑫介護職員処遇改善加算 (I) 介護報酬に対し7.5%

介護職員処遇改善加算 (II) 介護報酬に対し7.1%

介護職員処遇改善加算 (III) 介護報酬に対し5.4%

介護職員処遇改善加算 (IV) 介護報酬に対し4.4%

※介護職員の処遇改善体制等により加算されます。状況に変動があった場合、要件により変更される場合があります。(令和6年6月施行)

⑬在宅復帰・在宅療養支援機能加算 51単位/1日

※在宅復帰率、ベッド回転率、退所後の状況確認や相談員、リハビリ職員配置数等の評価指標にて加算されます。要件を満たさない場合は加算されません。

(2) 介護予防短期入所療養介護の基本料金

①施設利用料 (要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。

以下は1日当たりの自己負担分です)

<多床室>

・要支援1 613単位

・要支援2 774単位

<個室>

・要支援1 579単位

・要支援2 726単位

②個別リハビリテーション実施加算 240単位/1日

③夜勤職員配置加算 24単位/1日

④若年性認知症患者受入加算 120単位/1日

⑤療養食加算 8単位/1回

⑥総合医学管理加算 275単位/1日

治療管理として10日間限度とし投薬、検査、注射、処置等行い、かかりつ

け医 に対し、利用者の同意を得て診療状況等の必要な情報を提供した場合。

⑦ 口腔連携強化加算

50単位/1月

事業所職員が口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果を情報提供した場合。

⑧ 生産性向上推進体制加算

生産性向上推進体制加算 (I) 月 100 単位

(II) の要件を満たし、(II) のデータより業務改善の取り組み成果が確認され、見守り機器等のテクノロジーを複数以上導入している。職員間の適切な役割分担の取り組みを行った場合に加算します。

生産性向上推進体制加算 (II) 月 10 単位

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行う。また、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している。1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる成果を示すデータを提出した場合に加算します。

⑨ 送迎費用 (片道につき)

184単位/1回

⑩ サービス提供体制強化加算

I (22単位) II (18単位) III (6単位) /1日

※職員の体制によりどれか一つが加算されます。職員の状況に変動があった場合、要件により変更される場合があります。

⑪介護職員処遇改善加算 (I) 介護報酬に対し7.5%

介護職員処遇改善加算 (II) 介護報酬に対し7.1%

介護職員処遇改善加算 (III) 介護報酬に対し5.4%

介護職員処遇改善加算 (IV) 介護報酬に対し4.4%

※介護職員の処遇改善体制等により加算されます。状況に変動があった場合、要件により変更される場合があります。(令和6年6月施行)

⑪ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 51単位/1日

※在宅復帰率、ベッド回転率、退所後の状況確認や相談員、リハビリ職員配置数等の評価指標にて加算されます。要件を満たさない場合は加算されません。

(3) その他の料金

①食費 (食材料料費等) (朝食480円 昼食700円 夕食700円)

※ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。

②居住費 (1日あたり)

- ・多床室 (4人部屋) 450円
- ・従来型個室 1,730円 に加え個室台620円/日

※ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。

③日用品費 (バスタオル・タオル・石鹸・おしぼり等) 350円 / 1日

④教養娯楽費 (レクリエーション・憩いの場等の品代) 220円 / 1日

⑤文書発行送付料 (請求書・領収書等の発行代等) 110円 / 1通

⑥電気代 (テレビ、電気毛布等使用料) 55円 / 1日

⑦理美容代 (ご利用された場合のみ) 2,700円 / 1回

⑧洗濯代 396円 / 1回

(4) 支払方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払いください。お支払い確認後領収書を発行します。
- ・お支払方法は、「現金」と「銀行振入」の2方法があります。銀行振入をご利用される場合には、**振込名義は、「利用者名義」**にてお願いします。

*ご不明な点がございましたら、事務室までお問い合わせください。